

### 第 33 回「法定協」を傍聴する

第 33 回「大都市制度協議会」、大阪市廃止・分割の協議会が、2月26日(水)10時から大阪府庁1階の第1会議室で行われた。この会議室は狭苦しく、いつもながら心身とも不調になる。



傍聴番号2番で傍聴したが、だんだんと怒りが膨張してきた。分厚い資料をめくりながら、忘れないうちに「傍聴記」を書いておこう。



まず、事務局から特別区設置協定書(案)別表、財産処分・財産債務目録の説明があった。協定書案の国との事前協議についての報告では、自民委員から教職員の事務分担や給与負担の法改正の協議について、事務局の判断なのかと疑義が出された。特別区名称に関して、東京の中央区・北区との協議について報告されたが、維新や公明委員から「行政区として慣れ親しんだ名称だ」といった発言があった。

この日の法定協で注目したのが、区役所(地域自治区の事務所)の事務と組織体制、災害対策及び体制である。昨日レポートした産経新聞や日経新聞の記事に関わるものだ。資料によると、区役所には「総務・地域活動支援部門」「窓口サービス部門」「保健福祉センター」が設置される。

職員配置の考え方としては、窓口サービス・住民に密接したサービス3398人は区役所、内部事務・企画部門1049人は特別区本庁とに分けられる。災害対策について、参考資料として「区役所庁舎に配置される職員数」が各特別区ごとに示された。これにより比較すると、区役所に配置される職員は全特別区で現行より増加するので、災害時に必要な体制を整備可能としている。

この説明に対し、維新と公明委員は分かりやすい資料、従来通りのサービス、災害時にマンパワーも確保されたと評価。共産委員からは本庁機能がばらばらになり、災害時も人数合わせで大丈夫なのかと懸念が示された。松井市長は、現在よりどちらがベターかという問題であり、今よりはマシになると。自民委員からは、事務局に対して職員数の積算根拠を示すよう要望された。区役所機能と災害対策については、配布資料を精査していきたい。

市民利用施設(集客施設等)における優遇措置についても、質疑が交わされた。公明委員は市民への優遇措置が継続されるので評価するが、対象を府民に拡大できないかと質問。吉村知事は「府民施設」になってから拡大したいと。なんだか慣れ合い的な質疑が続き、1時間ほどで法定協は終わった。今回も維新と公明、事務局との「連携プレー」が目についた。市民からの不安や要望に対して、住民投票の前に、あてもなく?それに応えていくようなスタンスのようだ。

(2020年2月27日)